

令和 8 年 7 月 17 日

各 都 道 府 県 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局

学校教育に係る保護者の負担軽減プロジェクトチーム

学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減策の事例
周知について

「学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減について（通知）」（令和 7 年 6 月 25 日付け 7 文科初第 873 号）において、現下の物価高により影響を受ける家計の負担軽減が一層重要となっていることも踏まえ、各教育委員会等が保護者等の負担を軽減するために工夫をしている事例を周知するとともに、積極的な取組検討を依頼し、既に保護者等の負担軽減の取組を実施している教育委員会等に対しては情報を提供いただいたところです。

この度、教育委員会等の御協力のもと、保護者等の負担としていた教材等の学校備品化、学校指定品の見直し、制服や教材等の再利用、消耗品の学校による準備といった取組により、学校教育に係る保護者等の負担軽減に努めている事例を別添 1 及び別添 2 のとおりまとめました。

各教育委員会等におかれては、これらの事例や、各教科等で使用する教材のうち、学校に備えるべき品目や数量の目安を示した「教材整備指針」に基づき自治体が教材を整備できるよう所要の地方財政措置が講じられていること等を踏まえ、補助教材及び学用品等の在り方について、使用頻度や負担に値するかといった観点で合理性、必要性を再考の上、引き続き地域の実情に応じて、積極的に取組を御検討いただきますようお願いします。

その際、教材等の管理に当たっては、事務職員や教員業務支援員等が担当するなどして、教師や特定の職員にとっての負担が過重なものにならないよう留意しつつ、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の活用や、各学校において保護者や P T A 等との検討の場を設けること等により、学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減策の取組について地域や保護者の理解・協力を得ることや、共同学校事務室を通じて保護者等の負担軽減策に取り組むことについても御検討いただきますようお願いします。

なお、各 P T A 関係団体に対しては、別添 3 のとおり各教育委員会や学校への協力を依頼

していることを申し添えます。また、本年夏頃には共同学校事務室の事例集について各都道府県教育委員会等に周知する予定です。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては所管の学校及び学校法人等に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校設置会社に対して、附属学校を置く各国公立大学法人学長及び各公立大学法人理事長におかれては、その管下の学校に対して、本事務連絡の内容についての周知と必要な指導等について適切にお取り計らいくださいますようお願いいたします。

なお、学校の負担軽減を図る視点から、同時期に他の通知等がある場合には、所管の学校に対してまとめて送付いただくなど、教育委員会等において必要に応じて対応を御検討いただけますと幸いです。

<添付資料>

- (別添 1) 学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減策の事例
- (別添 2) 教育委員会が取り組んでいる事例の詳細について
- (別添 3) 学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減策の取組に係る御協力
のお願いについて (依頼)

<参考資料>

- 学校における補助教材の適正な取扱いについて (平成 27 年 3 月 4 日文科初第 1257 号)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyozai/mext_02559.html
- 学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについて (平成 30 年 3 月 19 日初財務第 26 号)
https://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11402417/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1402673.htm
- 学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについて (令和 5 年 10 月 23 日付事務連絡)
https://www.mext.go.jp/content/20250601-mxt_shuugaku-100001985_001.pdf
- 学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減について (令和 7 年 6 月 25 日文科初第 873 号)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/05010502/1408866_00001.htm
- 学校と教師の業務の 3 分類
https://www.mext.go.jp/content/20250929-mxt_syoto01-000044682_06.pdf

- 学用品等に係る保護者等の経済的負担軽減について
<義務教育段階>
文部科学省初等中等教育局財務課
電話：03-5253-4111 (内線 5786)
- <高等学校段階>
文部科学省初等中等教育局高等学校振興課高校修学支援室
電話：03-5253-4111 (内線 3578)
- 通学用服の選定について
文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
電話：03-5253-4111 (内線 3298)
- 教材の学校備品化について
文部科学省初等中等教育局参事官 (デジタル学習基盤担当) 付
電話：03-5253-4111 (内線 3134)

学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減策の事例

※保護者に対する補助教材及び学用品等の費用支援の事例を除く

事例 1 保護者負担としていた教材等を学校備品として整備

(教科関係)

- 習字用具（墨のみ保護者負担。）や水書用具を学校備品として整備。
- 算数セット（おはじきや算数ブロック等の一部のみの整備を含む。）を学校備品として整備。
- 彫刻刀を学校備品として整備。
- 裁縫セット（裁ちばさみや竹尺等の一部のみの整備を含む。）を学校備品として整備。
- ものさし（30 センチ定規等の整備を含む。）を学校備品として整備。
- 画板や探検バッグを学校備品として整備。
- 栽培セットの土と苗を公費で整備。
- 鍵盤ハーモニカを学校備品として整備（保護者は、マウスピース・ホースを購入することも可。）。
- リコーダーの使用を見直し、新たにギターを学校備品として整備。
- カスタネットを学校備品として整備。
- 柔道着を学校備品として整備し、希望者に貸与。
- 辞典（国語辞典・漢字辞典等。）を学校備品として整備。
- そろばんを学校備品として整備。

(備品関係)

- 机の引き出しを学校備品として整備。
- 作品ホルダーを学校備品として整備。

事例 2 学校指定品の見直し等

- 制服を見直し、安価に購入できるように変更。
- 標準的な仕様に適合していれば、指定メーカー以外の市販品でも購入・使用できるように方針を変更。
- 体育館履きと上履きを統一。
※このほか、教室を土足可とすることで上履きを廃止している自治体もあります。
- 学校指定品を見直し、指定品の範囲を緩和。
- 指定品であった通学バッグを自由化。
- ランドセルの購入が必須でない旨を周知。
- 指定体育服の購入を取りやめた代わりに指定ビブスを購入させ、各自が用意した体育服の上から着用することとした。

事例3 制服や教材等の再利用

- 使用しなくなった算数セット、彫刻刀、画板等を、寄附を通して学校備品として再利用。
- 使用しなくなった制服・運動着の寄附を募り、再利用品として希望者に貸与。
- 入学記念品として、制服や運動着（自治体によって異なる。）を新入生に贈呈。

事例4 消耗品を学校で用意

- 個人所有だったテープ、のり、ボンド等を学校で整備したものを共用するように変更。

事例5 その他

- 公費負担する学用品の考え方を整理したガイドラインを作成し、公費で負担すべき学用品を拡大。
- 教育委員会から小中学校に対して、教材費の平均額を示すとともに、保護者の経済的負担を考慮する（お下がりやリサイクル品の活用の推奨など）旨を通知。

※設置者の所管する一部学校での取組も含む。
※提供いただいた情報を基に文部科学省で作成。

教育委員会が取り組んでいる事例 の詳細について

令和8年7月

保護者等の経済的負担を軽減させるために、教育委員会等が取り組んでいる事例 ～北海道札幌市～

1 取組の内容

- これまで保護者等の負担で購入していた補助教材のうち、**算数ブロック及び彫刻刀の2品目**について予算を追加配分することで、**全小学校等の教材用備品として整備**。
- すでに算数ブロック・彫刻刀を備品として整備している場合（又は上記教材を整備したうえで追加配分した予算に残額が生じた場合）は、**算数ブロック・彫刻刀以外の教材整備を検討するように依頼**。
- 学校・教員に対して、教材費全般に係る保護者等の**経済的負担が過重なものとならないよう留意**することと、学校**備品として整備可能かを検討**することについて、**再度周知**。

2 具体的な流れ

- 文部科学省から、補助教材等に係る保護者等の経済的負担を軽減させるため、各地域の実情に応じて積極的に取り組む旨の通知が発出されたことを踏まえ、**札幌市として保護者負担としていた補助教材の取扱いを再度検討**。
- 小学校等においては、**算数ブロック及び彫刻刀を学校備品として整備**することとし、そのための**予算を追加配分**。
- 域内の全学校に対して、改めて「補助教材の学校備品化の考え方」と「札幌市立学校における公費・私費の区分に関する指針」を周知するとともに、**今一度学校備品として整備することが可能かどうか検討するよう通知**。

3 備品化に要した経費

- 予算配分基準
 - ・各学年の最大学級数が1学級の場合 : 70,000円（1クラス分）
 - ・各学年の最大学級数が2～4学級の場合 : 140,000円（2クラス分）
 - ・各学年の最大学級数が5学級以上の場合 : 210,000円（3クラス分）
- 積算の考え方（1クラス分）
(算数ブロック500円+彫刻刀1,500円) × 35名 = 70,000円

4 保護者等の主な声

- 「家庭でほぼ使うことがない**彫刻刀を購入しなくて済むのはありがたい**。」「細かなものが多い算数ブロックの**管理（記名）の手間がなくなり負担が減った**。」「学年が上がると**使わなくなる算数ブロックの扱いに悩まなくなる**のでよかった。」

保護者等の経済的負担を軽減させるために、教育委員会等が取り組んでいる事例 ～福島県福島市～

1 取組の内容

- これまで保護者等の負担で購入していた教材のうち、**水書用具、物差し（30 c m）、彫刻刀、そろばん、画板、算数セット（計算カード・ブロック）**について、学校の裁量により**学校備品として整備**。

2 具体的な流れ

- 文部科学省からの通知を受け、学校・教員に対して、保護者等の経済的な負担を軽減するため、保護者等負担で毎年購入している教材の中から、**学校備品として整備可能な教材について精査するよう周知**。
- 各学校において、**必要な教材の優先順位や使用頻度を勘案し、学校備品として整備することができる教材を決定**。
- 各学校は、上記の決定内容をもとに、**配当予算の中から計画的に教材整備を推進**。

3 備品化に要した経費

- 各学校へ配当する教材整備のための予算の枠内において、保護者等の負担軽減に係る学校備品と通常の学校備品の整備を行う。
- 水書用具セット（筆、筆カバー、水差し）：40セットで43,450円（1 クラス分）
- 物差し（30 c m）：1 本240円×33本＝7,920円 （1 クラス分）
- 彫刻刀（5本入り1セット）：1 セット1,188円×25セット＝29,700円（1 クラス分）

※1 クラス分を整備することで、**複数クラスがあっても時間割をずらして使用**できる。

4 保護者等の主な声

- 「兄の時は算数セットを購入していたが、弟の時には学校備品にしてくれたため、**経済的な負担が減り**大変助かった。」

保護者等の経済的負担を軽減させるために、教育委員会等が取り組んでいる事例 ～埼玉県さいたま市～

1

取組の内容

- これまで**保護者等負担**で毎年購入していた教材（算数セット、国語辞典、漢字辞典等）を、**学校備品として整備**。
- 制服の見直しに合わせて**価格を低廉化**。PTA等とともに**制服及び運動着等のリユースを実施**。
- 教育委員会にて、小中学校における**学校指定品（運動着、水着、通学かばん等）の購入**について、**指定先だけでなく様々なところで購入が可能となるようルールを見直し**。
- 保護者等の負担で購入している指定品である**体育館履きと上履きを1つに統一**。

2

具体的な流れ

- 文部科学省からの通知を受け、学校における補助教材、通学服等の学用品等の適正な取扱い及びこれに係る保護者等の経済的負担軽減に資する取組を**さいたま市教育委員会担当課で検討**。
- 市立学校において**工夫している事例を収集・整理**し、積極的な取組の参考となるよう「**保護者等の経済的な負担を軽減させるための学校の取組例**」を市立各学校に対して周知。
- 市立各学校において補助教材、通学服等の学用品等を含め、**購入指定先の見直し等を検討するよう依頼**。

3

本取組による軽減額

- | | |
|-------------------|--|
| ■ 算数セットの一部備品化 | 約 1,800円（約3,000円→1,200円）※算数ブロックと計算カードのみを購入 |
| ■ 国語辞典・漢字辞典の備品化 | 約 5,000円（約5,000円→0円）※国語辞典、漢字辞典それぞれ約2,500円 |
| ■ 制服の低廉化 | 約 6,000円 ～ 約11,000円（約46,000円→40,000円） |
| ■ 制服及び運動着等のリユース | 約45,000円（約45,000円→0円）※制服を譲り受けた場合 |
| ■ 学校指定品の見直し ・うわばき | 約 1,000円（約3,000円→約2,000円）・体育着 |
| ・水着 | 約 500円 ～ 約1,000円（約5,000円→4,000円） |
| ■ 体育館履きと上履きの統一 | 約 2,500円（体育館履き分の約2,500円→0円）※上履き代のみ |
- ※軽減額については、平均的な価格調査を元に算出しているため、ネット通販等、購入先によって価格は異なる。

4

保護者等の主な声

- 「**同等品でより安価なものを購入**できるようになり助かった。」「卒業前の上履きなどを**リユース品で対応**できてよかった。」「上履きと体育館履きを**両方購入することがなくなり負担が減った**。」「学校指定品の購入先が見直されたことで、子供も**選択の幅が広がってよかった**と喜んでいた。」

保護者等の経済的負担を軽減させるために、教育委員会等が取り組んでいる事例 ～千葉県茂原市～

1 取組の内容

- 小学校新1年生で保護者負担で購入していた**カスタネット**について、令和7年度より**公費負担**で購入。
- 中学校における**調理実習の食材費**を**公費負担**とした。
- 保健体育で使う柔道着を保護者負担によりレンタルしていたが、令和6年度より**柔道から剣道に変更し、練習用竹刀を公費負担**とし、学校備品としている。また、技術・家庭科で使う**土・苗**を保護者負担で購入していたが、令和6年度より**公費負担**とした。
- 加えて、小学校6年生の保護者から、使用しなくなった**画板、カッターマット、水書ペン**について、学校へ寄付されたものを**共用化**した。

2 具体的な流れ

- 文部科学省の通知を受け、教育委員会から各学校に対して**公費負担**とした方が望ましい教材について検討するよう依頼。
- 各学校において、**公費負担とすべきと判断した教材**について、市の配当予算内で整備。

3 要した経費及び軽減額

（備品化及び公費負担に要した経費）

- カスタネット 令和7年度 小学校1年生1クラス分 7,700円（308円×25個）
- 調理実習の食材費 令和7年度 1年生4クラス分 34,830円
- 剣道練習用竹刀 令和7年度 1～3年生 計50本 90,000円
- 技術家庭科土・苗 令和7年度 2年生5クラス分 2,380円

（軽減額）

- 画板1枚当たりの金額1,632円（寄付17枚）、カッターマット1枚当たりの金額949円（寄付16枚）、水書ペン1本当たりの金額407円（寄付6本）、調理実習の食材1人当たりの金額244円
- 柔道着レンタル代1着当たりの金額1,870円、技術・家庭科栽培用キット1セット当たりの金額968円

4 保護者等の主な声

- 「取組により**経済的負担が軽減**された。」 「授業以外では使用しない**柔道着**を保護者が負担する必要がなくなった。」⁴

保護者等の経済的負担を軽減させるために、教育委員会等が工夫をしている事例 ～神奈川県海老名市～

1 取組の内容

- 市内小学校において、裁縫道具のうち**使用頻度の低い裁縫道具の一部**（裁ちばさみ・竹尺・チャコペン・メジャー）を**学校備品として整備**。使用頻度の高い裁縫道具については、**裁縫基本キット（針や糸切りばさみ等）**として**市が各児童に支給**。
- 市内小中学校において、**彫刻刀**を**学校備品として整備**。
- 市内中学校において、**柔道着を全校に80着ずつ整備し、希望者に貸与**。（クリーニング代は公費負担）

2 具体的な流れ

- （裁縫道具）教材費の無償化に当たり、裁縫道具については各家庭にあるものを活用することを想定し、無償教材の対象外としていた。しかし、家庭に裁縫道具がない場合があることや、道具の規格が統一されていないことによる指導上の課題が指摘されたことから、使用実態を踏まえ、**学校備品として共用するものと個人に支給するものを区分し、一部を学校備品として整備**した。
- （彫刻刀・柔道着）保護者や学校代表、行政機関で構成される「**保護者負担経費検討委員会**」を平成29年に設置。当該委員会の議論や保護者アンケートにおいて、彫刻刀や柔道着の購入等に対して、「**経済的負担を感じている**」「**使用頻度が低いので貸出をして欲しい**」等の意見が多数あったことを踏まえ、**公費負担を決定**した。

3 備品化に要した経費

- 使用頻度の低い裁縫道具の一部（裁ちばさみ・竹尺・チャコペン・メジャー） ※対象：市内小学校13校（令和7年度）
 - ・裁ちばさみ（右利き、左利き） 760円×520本＝395,200円 ・竹尺 190円×520本＝98,800円
 - ・チャコペン（2本1組） 100円×520セット＝52,000円 ・メジャー 300円×520個＝156,000円
- 使用頻度の高い裁縫道具の一部 ※対象：市内小学校13校（令和7年度）
 - ・裁縫基本キット（針・糸切りばさみ等） 1,000円×1,160セット＝1,160,000円
- 彫刻刀について（1セット5本入り） ※対象：市内小学校13校・市内中学校6校
 - ・平成29年度 2,020円×1,511セット（小学校1,211セット・中学校300セット）＝3,052,220円
- 柔道着について ※対象：市内中学校6校
 - ・平成29年度 柔道着購入費用 2,589円×80着＝207,120円 ・令和7年度 クリーニング費用 800円×335着＝268,000円

※金額はすべて税抜き表示

4 保護者等の主な声

- 「**経済的負担が軽減**された。」 「同じ教材が支給されるため、**他の人との違いを気にしなくてよい**。」

保護者等の経済的負担を軽減させるために、教育委員会等が取り組んでいる事例 ～大阪府寝屋川市～

1 取組の内容

- 中学校標準服において、「標準的な仕様」に適合していれば、指定品以外（市販品）でも購入・使用できるように方針を変更。
- 「標準的な仕様」は、細かな設定を行わず大まかな設定のみ（色・素材等）とした。他校との違いが分かるよう、学校ごとに統一したワッペン（またはピンバッチ）を貼付（着用）する運用。
- 加えて、これまでの指定品のリユースもできるよう、これまで着用していた標準服も可とする等、柔軟な対応とした。

2 具体的な流れ

- 令和6年度、市立全中学校の生徒会代表で構成する「寝屋川市中学生サミット」において、「子どもの権利条約」について学習。それを契機とし、校則等のルール（標準服も含む）についての話し合いを実施。
- 標準服について、生徒から以下の意見が出される。
 - ・ 指定品（上着・ズボン・スカート）の価格が高額であり、購入等が家庭負担増加の要因となっている。
 - ・ 学校で定める標準的な規定を満たしていれば市販品でも代替可能とすべき。
- 令和7年度、各学校においてPTAや学校運営協議会に対し、決定内容の報告・説明を実施。
- その後、校長会と市教育委員会が共同で取扱業者に説明を行い、令和8年度当初から実施を決定。

3 取組による軽減額

- 中学校の標準服における、指定メーカー以外の市販品を購入した場合

《指定メーカー》

《指定メーカー以外の市販品》

・ブレザー	： 約25,000円～約30,000円	→	約10,000円	（約15,000円～20,000円の軽減）
・ズボン	： 約15,000円	→	約 5,000円	（約10,000円の軽減）
・スカート	： 約15,000円	→	約 5,000円	（約10,000円の軽減）

4 保護者等の主な声

- 「これまで学校指定品を販売していた事業者も標準的な仕様に適合する制服を販売するようになり、より安価に購入できるようになった。」 「購入先の指定もなくなり、選択の幅が広がった。」

保護者等の経済的負担を軽減させるために、教育委員会等が取り組んでいる事例 ～大分県別府市～

1 取組の内容

- 別府市では、不用品の再使用（リユース）を促進している。
- 別府市立中学校では必修の武道として柔道の授業を実施しているが、これまでは保護者負担で柔道着を購入してもらっており、まだ使用できる状態の柔道着もあった。
- そこで、「環境問題を考えて物を大切に作る気持ちを育む」とともに、「保護者負担の軽減につながる」という観点から、令和6年度より保護者・地域に呼びかけ、**不要になった柔道着の再利用**に取り組む。
- そのほか、市の取組として小中学校、高校の**制服や体操服の再利用**も実施。

2 具体的な流れ

- 別府市教育委員会から各中学校へ関係文書を送信。各中学校から保護者等あて文書を配布。
 - 家庭等で**不要になった柔道着を回収**し、**保管**。 ※保管場所：別府市教育委員会、別府市リサイクル情報センター
 - 貸与を希望する家庭は保管場所に連絡し、希望サイズの有無の確認。
 - 希望家庭に**柔道着の貸与**。 ※授業終了後は再度回収（返却）
- ※制服や体操服についても、市の取組として再利用を促進

3 本取組による軽減額

- 柔道着のリユースによる負担軽減額
 - ・ 柔道着新品：約5,000円 → 柔道着貸与：無償

4 保護者等の主な声

- 「使用時期が限られる柔道着については、**新たに購入する負担や状態の良いものを廃棄することへのもったいなさ**を感じていたため、今回の取組は大変ありがたいものであった。」

保護者等の経済的負担を軽減させるために、教育委員会等が取り組んでいる事例 ～沖縄県那覇市～

1 取組の内容

- 教育委員会から各学校に対して、那覇市全体における**学年ごとの補助教材費の平均額を周知**するとともに、**各学校に、那覇市全体の補助教材費と比較し今後の補助教材選定等に活用**するように促す。
- 教育委員会において**補助教材の選定に関する考え方を作成・周知**。
 - ① 必ずしも**新品を購入する必要のない補助教材等**（算数セット・習字・裁縫・彫刻刀セット、体育着、辞典など）について、**お下がりやリサイクル品の活用**を呼びかける。
 - ② 補助教材等の購入に当たっては、**必要最小限の購入**（算数セット内の必要な道具のみや鍵盤ハーモニカのホースのみ等）で**対応できるよう販売事業者と調整**することを推奨。
 - ③ 学校備品の活用により十分な学習効果が得られる場合には、**児童生徒個人での選定・購入を控える**ことを推奨。
 - ④ 補助教材を購入した場合には、販売事業者のウェブサイトに掲載されている解説動画や関連コンテンツ等を活用し、**購入した教材を最大限活用するための工夫**を求めている。
 - ⑤ 1人1台端末を活用し、教科書に付随する二次元コードコンテンツや、デジタルドリル、指導書のクラウド版コンテンツ等を積極的に活用することで、**紙の教材を精選・削減**すること。

2 具体的な流れ

- 文部科学省からの通知を踏まえ、教育委員会において、那覇市全域の**学年別の補助教材平均額及び年度比較した資料**を作成するとともに、**補助教材の選定に関する考え方及び有効活用のための資料**を作成。
- 教育委員会から学校に対して、**補助教材の適切な取扱いについて周知**を図り、児童生徒に**必要な内容を精査**したうえで、過度な負担とならないよう配慮しつつ**適切な教材を選定するように通知**。
- 学校はこれらの内容を踏まえ、**適切な補助教材の整備や選定**に取り組む。

3 本取組による軽減額

- 保護者負担額の軽減（令和7年度 → 前年度比）※過年度から継続している取組であり、対前年度比だけでは把握しきれない効果がある。

小学校	1学年(-1,452円)、2学年(-48円)、3学年(-450円)、4学年(-311円)、5学年(+141円)、6学年(+364円)
中学校	1学年(-2,799円)、2学年(-269円)、3学年(-818円)

4 保護者等の主な声

- 「これまでと比べ、**購入する教材や学用品が必要なものに精選**されたことで、**保護者負担の軽減**につながっている。」

事 務 連 絡

令和8年7月17日

公益社団法人日本PTA全国協議会
一般社団法人全国高等学校PTA連合会
一般社団法人全国国立大学附属学校PTA連合会
全国国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会
全日本私立幼稚園PTA連合会

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減策の取組
に係る御協力のお願いについて（依頼）

現下の物価高により影響を受ける家計の負担軽減が一層重要となっていることから、文部科学省では、各教育委員会等の御協力のもと、保護者等の負担としていた教材等の学校備品化、学校指定品の見直し、制服や教材等の再利用、消耗品の学校による準備といった取組により学校教育に係る保護者の負担軽減に努めている事例をまとめ、各教育委員会等に対して周知するとともに、学校における補助教材及び学用品等に係る保護者負担軽減策の取組について、各学校において保護者やPTA等との検討の場を設けること等により地域や保護者の理解・協力を得るよう要請したところです。

本要請を踏まえ、各団体におかれては、学校指定品の低価格化・自由化や、保護者等の負担となっている教材・消耗品等の共用化・備品化、教材・消耗品等への記名等について教育委員会や学校と検討すること、卒業生やその保護者、地域等との連携による制服や教材等の再利用に向けたバザー・寄付等の仕組みづくりなど、学校における保護者負担軽減に向けた取組の推進に積極的に参画していただくようお願いします。

また、本事務連絡について、貴管下の団体や会員である保護者の方々等に対して周知いただき、本取組の推進に御理解・御協力を賜りますようお願いいたします。

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
家庭教育支援室 泡淵

電話：03-6734-3467